

令和4年度 第12回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年3月20日（月） 午後2時30分から午後3時30分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（12名）

（会長）	1番	松本 俊治
（委員）	2番	庄治 郁夫
	4番	二本松 義人
	5番	吉村 修
	6番	川東 弘之
	7番	奥村 幸弘
	8番	前田 豊
	9番	大前 有三
	10番	高田 孝
	11番	光岡 大介
	13番	木下 勝博
	14番	茶谷 巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫 （主査）増尾 尚之 （副主査）中田 奈緒美
（産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：2名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第22号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第23号】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件

〈審議結果：決定〉

【議案第24号】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認の件

〈審議結果：承認〉

【議案第25号】 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

〈審議結果：承認〉

- 【報告第 41 号】 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第 42 号】 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第 43 号】 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第 44 号】 農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件
- 【報告第 45 号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後 2 時 3 0 分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦労様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意しながら、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は 1 2 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、2 番庄治委員と 4 番二本松委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案審議に入ります。
議案第 2 2 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第 2 2 号について説明いたします。
【議案書朗読】
それでは、資料「農地法第 3 条第 2 項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号のいずれかに該当する場合は、申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。
【資料朗読】
このとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。庄治委員、お願いします。
- 庄治委員 議案第 2 2 号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。
申請内容は、農地法第 3 条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。譲受人は、地元で農業を営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第22号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、これを許可することとして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第22号につきましては、許可することとします。

続きまして、議案第23号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号について説明いたします。

【議案書朗読】

都市農地の貸借の円滑化に関する法律は、対象となる都市農地を生産緑地に限定した上で、都市農業の持つ多面的機能を発揮する取組を行うことを要件に、農地法の法定更新や下限面積要件が適用されない貸借を可能とするものです。

農地の借り手が自ら耕作する場合は、農地の貸し手と借り手の間で、貸借の内容について契約書を準備し、農地の借り手が「事業計画」を作成し市長に申請します。市長は「事業計画」が要件の全てに該当するものである場合には、農業委員会の決定を経て認定を行います。

それでは、資料「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

資料のとおり、要件を全て満たすと考えております。以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。庄治委員、お願いします。

庄治委員 議案第23号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、耕作地として適正に管理されております。また、現地確認により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 無ければ、議案第23号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件」につきましては、決定することにして御異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第23号につきましては、決定することとします。

続きまして、議案第24号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第24号について説明いたします。

【議案書朗読】

都市農地の貸借の円滑化に関する法律により、農地を所有していない者（NPO・企業等）が直接、農地所有者から都市農地を借り受け、都市農地で農園を開設することができます。具体的には、まず農園開設者と土地所有者と市の三者が貸付協定を締結し、その後農園開設者は農業委員会に対し、特定農地貸付けの協定書及び貸付規程を添付した上で、承認の申請を行います。農業委員会は、その申請が要件に該当すると認めるときは、申請を承認するものとします。

それでは、資料「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

資料のとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。奥村委員、お願いします。

奥村委員 議案第24号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、耕作地として適正に管理されております。農園の開設については、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであり、特に問題ないと思われま

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありますか。

委員 (意見なし)

議長 無ければ、議案第24号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認の件」につきましては、承認することにして御異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第24号につきましては、承認することとします。

続きまして、議案第25号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第25号について、まず概要を説明いたします。

「農業委員会等に関する法律」の改正法が平成28年4月1日に施行され、農地等の利用の最適化が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられました。それに伴い、地域の農地利用の将来の姿を描くものとして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが努力義務とされ、本市では最適化委員がないこともあり定めておりませんでした。令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、全ての農業委員会において指針を定めなければならないことになりました。

令和4年度より、農業委員会による最適化活動の推進に係る目標を設定しましたが、指針では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について、目標及び目標を達成するための取り組みや、目標の進捗状況の評価方法を定めることとなっています。

それでは、資料「西宮市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」をご覧ください。

【資料朗読】

指針（案）にある目標の数値ですが、令和4年度の最適化活動の推進に係る目標をもとに、令和9年3月までの達成を目指して設定しております。以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

木下委員 指針（案）の基本的な考え方とところで、北部地域と南部地域について触れているが、農地面積は市全体で記載されている。農地面積を北部と南部で分けて記載することはできないのか。

事務局 農地面積を、北部と南部に分けて記載することはできます。

議長 他に意見はありますか。

委員 （質問、意見なし）

議長 御異議がなければ、議案第25号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」につきましては、総会で出た意見をもとに修正の上、承認することにしてご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議がないようですので、議案第25号につきましては、総会で出た意見をもとに修正した案で、承認することとします。

議案審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第41号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第41号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 （質問なし）

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第42号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第42号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 （質問なし）

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第43号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第43号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地法施行規則第29条第1号についてご説明します。

耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を建てる場合には、施設の設置面積が200㎡未満であるときに限り、農地法第4条の手続きではなく、農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。参考に、農業用施設には、農業用道路、農産物集出荷施設、農機具格納庫、耕作に必要不可欠な駐車場やトイレ等が該当します。添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第44号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第44号について説明いたします。

【議案書朗読】

賃貸人と借入人の連名で、農地の貸借について、双方合意による解約が成立したことが通知されたものです。通知書には、合意解約書及び印鑑証明書が添付されており、合意による解約が確認できたため、通知書を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第45号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第45号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時30分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
